

## 水道メーター購入Φ20・Φ25mmの入札にかかる共通仕様書

水道メーター購入にかかる入札の物品は、次のとおりとする。

口径	種類別	仕様
Φ20	乾式接線流羽根車式水道メーター（標準タイプ）	Q3時4.0m <sup>3</sup> h・R100
Φ25	乾式接線流羽根車式水道メーター（標準タイプ）	Q3時6.3m <sup>3</sup> h・R100

○給水装置の構造及び材質・水質の基準を満たしていること。

○納入するものと同口径の使用済み水道メーターを水道事業課から引渡しを受け、鳴門市水道事業課に新品を導入する。第72条に規定する検定証又は計量法96条に規定する基準適合証が付されたものでなければならない。

○Φ20・Φ25mmに使用する材質は下記のいずれかを用いるものとする。

メーターケースの材質は、鉛レス銅合金（B、E又は、ECO）無塗装とする。

蓋のみ青色塗装 日本水道メーター工業会番号（JWMM00-A04）日塗工色番号（A72-40T）

○納品する水道メーターは、日本工業規格の新基準（JIS B 8570-1及びJIS B 8570-2）に適合する。

○記号及び番号の打刻は、メーターケース及び蓋とし、鳴門市水道事業課が別途指定するものとする。

○納品する水道メーターは、メーターケースの上部（計量水量の表示部）が回転しないものとする。

○納品する水道メーターは、修理可能であること。

○古メーターの引き取りは、12月頃お願いします。

○有効期間ラベルは、蓋の裏側に容易にはがれないよう貼り付けるものとする。（8年の耐久性）

○製造に関し、特許等に抵触するものがあるときは、納入者の責任において処理しなければならない。

○水道メーターの納入に当たっては、慎重に取り扱わなければならない。

○メーター1個当たり（パッキン2枚付）とする。

○ねじ接続方式のメーターは、ねじ部に樹脂製のねじキャップを取り付ける。

○メーターは、プラスチック箱に納品し、メーター番号・数量等を表示すること。

○水道メーターの納入数は、次のとおりとする。

口径	種類別	購入予定数量	引き渡し数
Φ20	乾式接線流羽根車式水道メーター（標準タイプ <sup>°</sup> ）	1,720	1,800
Φ25	乾式接線流羽根車式水道メーター（標準タイプ <sup>°</sup> ）	232	140

○納入場所 鳴門市水道事業課

○契約期間は契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

○入札前に、鳴門市の仕様書に適合しているかの確認をする為、鳴門市企業局水道事業課の水道メーター仕様書（令和5年4月現在）の1. 4提出書類に記載される、1. 水道メーター承認申請書（承認願い）、2. 製品仕様書、①外観図②構造図③表示機構の機構図、3. 型式承認通知書の<写し>を1部ずつ令和5年10月2日（月）までに提出すること。

○落札から製品納入まで

落札



図面・サンプル品の提出



図面・サンプル品の審査・承認決定（水道事業課）



製品製造（製造業者の方）



検定（自社又は検査所の検査）



製品検査（水道事業課）



製品納入

○供給者は、メーター納品時に器差成績書を1部提出すること。（検査の日を明記すること）

○納品検査

数量

形状及び寸法

塗装及び色相

表示、検定証印又は基準適合証印

その他

○検査に合格しなかった場合は、発注者の指示に従い直ちに対処すること。

○水道事業課に納入後1年以内に故障が生じ、その故障の原因が納入者にあることが明らか場合は水道事業課の求めに応じること。

納入者は水道事業課から原因等の調査要請を受けたときは、対応すると共に、その結果について報告書を提出しなければならない。

○この仕様書に定めていない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、水道事業課と納入者が協議する。